

# 国土交通省関連の事業概要について

## I. 基本方針

### 1 概算要求の基本方針

平成28年度予算概算要求にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」「日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」を踏まえ、『東日本大震災からの復興加速』『日本経済の再生』『国民の安全・安心の確保』『豊かで利便性の高い地域社会の実現』の4分野の取組を強力に推進する。

これにより、ストック効果を早期に最大限発現し「民間投資を喚起する成長戦略」の実効性を高め日本経済の再生を図る。

#### (1) 東日本大震災からの復興加速

経済復興の礎となる港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進する。

#### (2) 日本経済の再生

「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策により国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速するとともに、資源・エネルギーの安定的かつ安価な輸入のための拠点機能の強化、地域の基幹産業を支える産業物流の効率化等を図る。

また、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島(南鳥島・沖ノ鳥島)において特定離島港湾施設の整備等を推進する。

更に、クルーズ船の受入を促進するための環境整備等を推進する。

#### (3) 国民の安全・安心の確保

大規模災害に対する事前防災・減災対策として、港湾・海岸のソフト・ハード両面の施策展開により国土強靱化の取組を進めるとともに、港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策の推進により、安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤を確保する。

#### (4) 豊かで利便性の高い地域社会の実現

離島航路における船舶の就航率の向上や人流・物流の安全の確保を図る。

また、循環型社会の形成に向けて廃棄物の適正処理のための海面処分場の整備を進めるとともに、良好な海域環境の保全・再生・創出を図る。

## 2 日本経済の再生

### (1) 国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速

コンテナ船の更なる大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめ(平成26年1月)」に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図る。

#### ① 国際コンテナ戦略港湾への「集貨」(国際戦略港湾競争力強化対策事業)

国際コンテナ戦略港湾において、経営統合した港湾運営会社が基幹航路の維持・拡大に必要なコンテナ貨物の集貨や渋滞対策のために実施する事業に対し、港湾管理者とも連携しつつ支援を行う。

#### ② 国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」

国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設のふ頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図るため、流通加工機能を備えた荷さばき施設(上屋)又は保管施設(倉庫)を整備する民間事業者に対する無利子貸付を行う。

#### ③ 国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」

##### ■ 大水深コンテナターミナル等の整備の推進 等

スケールメリット追求のためコンテナ船の大型化がますます進展する中、欧州航路においては14,000TEU超クラスが、北米航路においては、8,000TEU～10,000TEUクラスが主流となっている。

基幹航路に就航する大型船の入港を可能とするため、国際コンテナ戦略港湾において、国際標準の水深、広さを有する大水深コンテナターミナル等の整備を推進する。

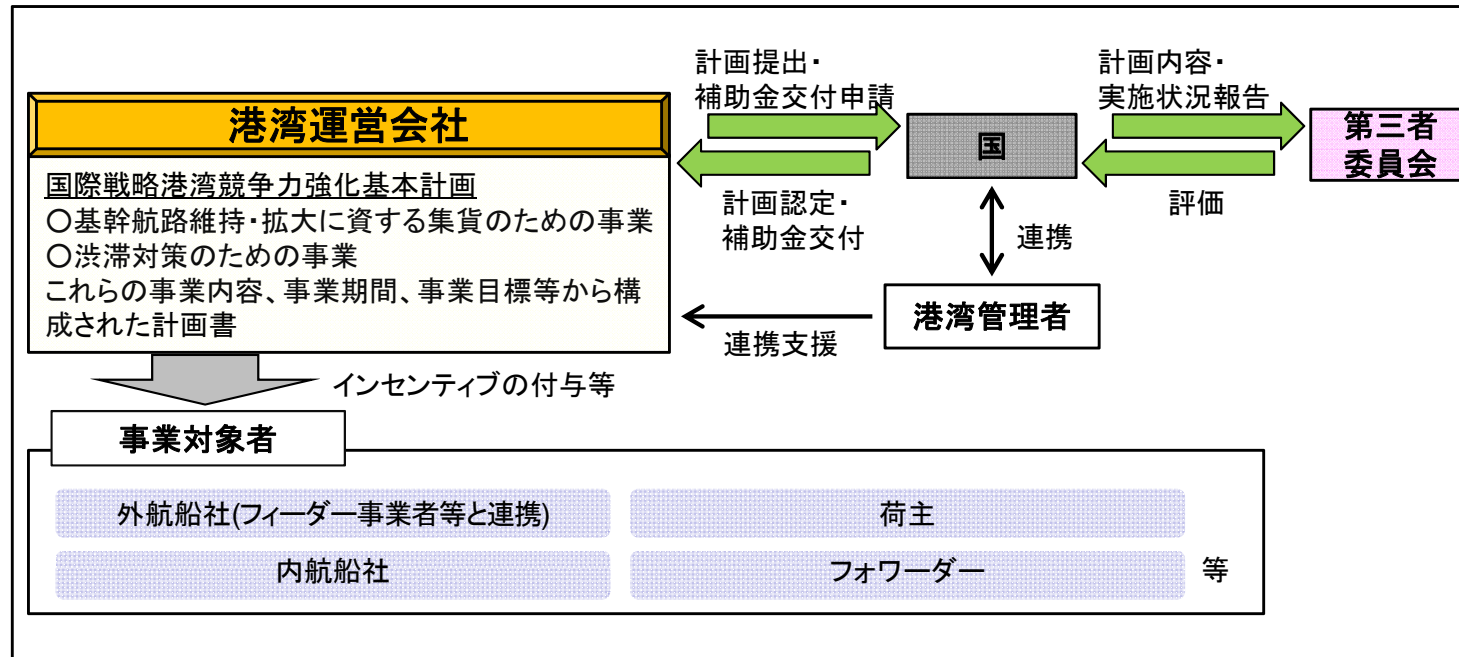
### (5) 日本海側港湾の機能別拠点化

経済成長著しい対岸諸国と地理的に近接する日本海側港湾において、既存施設を活用しつつ、伸ばすべき機能の選択と施策の集中及び港湾間の連携を通じて、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築を図る。

# 国際コンテナ戦略港湾への「集貨」

## ■ 国際戦略港湾競争力強化対策事業

国際コンテナ戦略港湾において、経営統合した港湾運営会社が基幹航路の維持・拡大に必要なコンテナ貨物の集貨や渋滞対策のために実施する事業に対し、港湾管理者とも連携しつつ、支援を行う。具体的には、港湾運営会社が事業内容や事業期間等を記載した国際戦略港湾競争力強化基本計画を策定し、国の認定を受けた上で、以下の各事業を実施する。



## ● 対策事業(例)

### ・広域集貨促進事業

国際戦略港湾以外の港湾から北米・欧州等向けに輸送されている貨物等を対象に、国際戦略港湾発着の国際基幹航路の利用への転換を図るための事業。

### ・新規基幹航路誘致事業

国際戦略港湾への国際基幹航路の新規寄港等を実現するための事業。

### ・渋滞対策事業

国際戦略港湾におけるターミナルゲート前の渋滞の緩和を図るための事業。

# 国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」

(特定用途港湾施設整備事業)

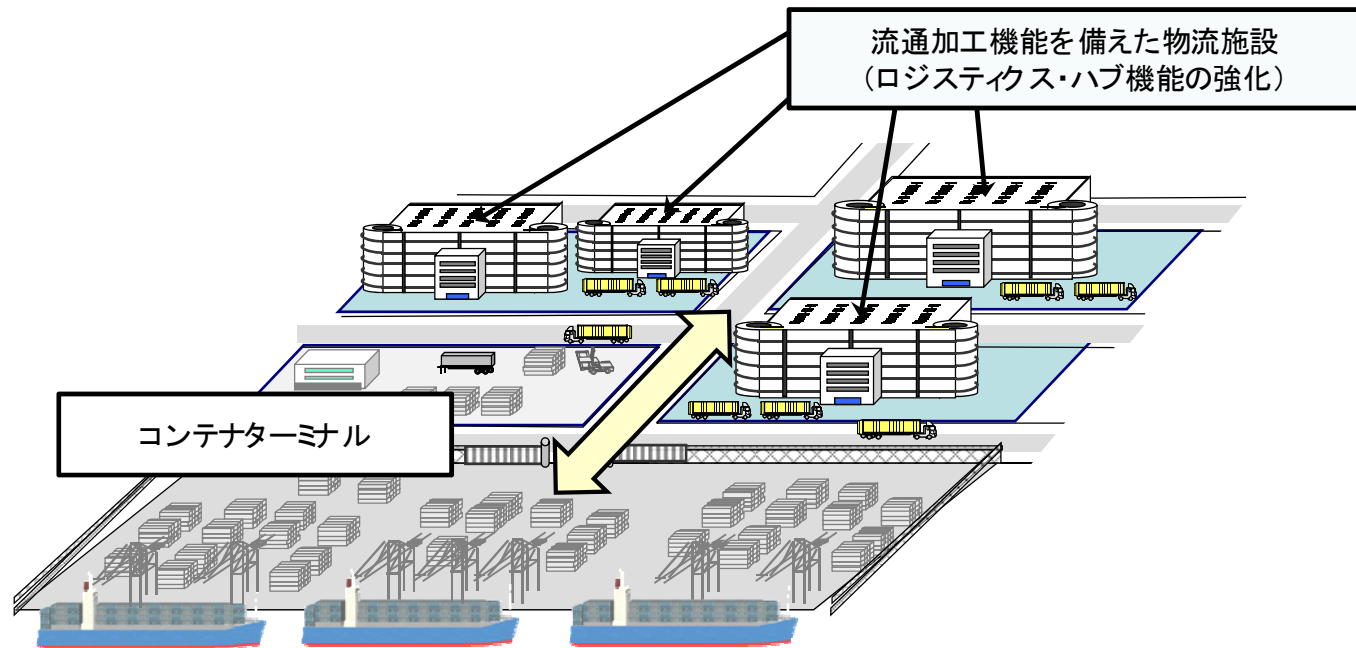
国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設のふ頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図るため、流通加工機能を備えた荷さばき施設(上屋)又は保管施設(倉庫)を整備する民間事業者に対して無利子貸付を行う。

## 【対象施設】

国際戦略港湾(阪神港、京浜港)の埠頭の近傍に立地する物流施設(上屋、倉庫)

## 【貸付比率】

国 : 港湾管理者 : 民間事業者  
= 3 : 3 : 4



国際戦略港湾における創貨のイメージ

# 国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」

## ■神戸港・大阪港 国際海上コンテナターミナル整備事業

スケールメリット追求のためコンテナ船の大型化がますます進展する中、欧州航路においては14,000TEU超クラスが、北米航路においては、8,000TEU～10,000TEUクラスが主流となっている。

基幹航路に就航する大型船の入港を可能とするため、国際コンテナ戦略港湾「阪神港」において、国際標準の水深、広さを有する大水深コンテナターミナル等の整備を推進する。



神戸港実施中プロジェクト(平成27年度)

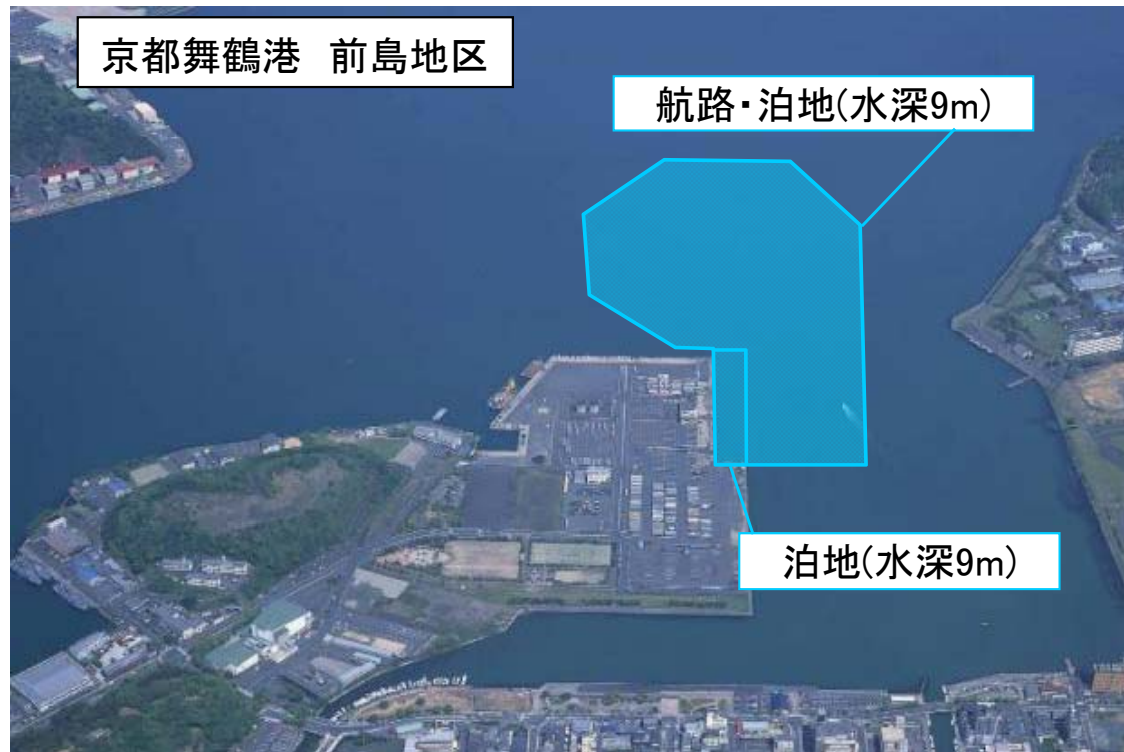


大阪港実施中プロジェクト(平成27年度)

# 日本海側港湾の機能別拠点化

## ■舞鶴港 複合一貫輸送ターミナル(改良)事業

日本海側拠点港である「京都舞鶴港」の前島地区において、国内定期フェリーの大型化に対応するため、既存の複合一貫輸送ターミナルを水深9mに増深改良し、地域間交流の拡大、物流コストの削減、環境負荷の低減等を図る。



# 港湾における防災機能の向上に資する補助制度

## 【港湾機能高度化施設整備事業(物流拠点再編・高度化支援施設)】

港湾における防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図るため、港湾に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化に対する補助制度。

### 対象事業

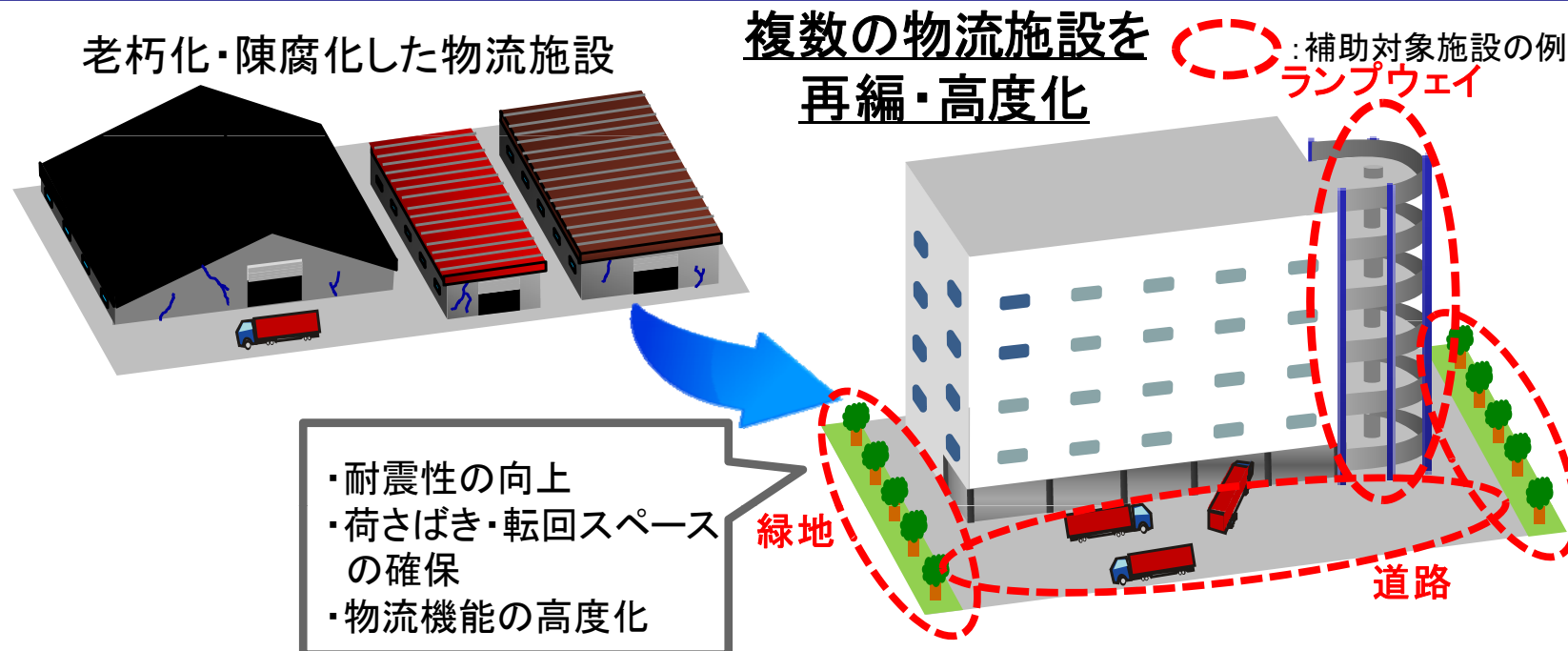
以下の要件を全て満たす事業

- 2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の事業者による物流施設の整備であること
- 整備される物流施設の延床面積が3千m<sup>2</sup>以上となること
- 当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるもの

### 補助対象施設

- 物流施設の共用部(ランプウェイ・スロープ等)<sup>\*</sup>及び共同施設(道路・緑地等)
- 補助率: 1/3

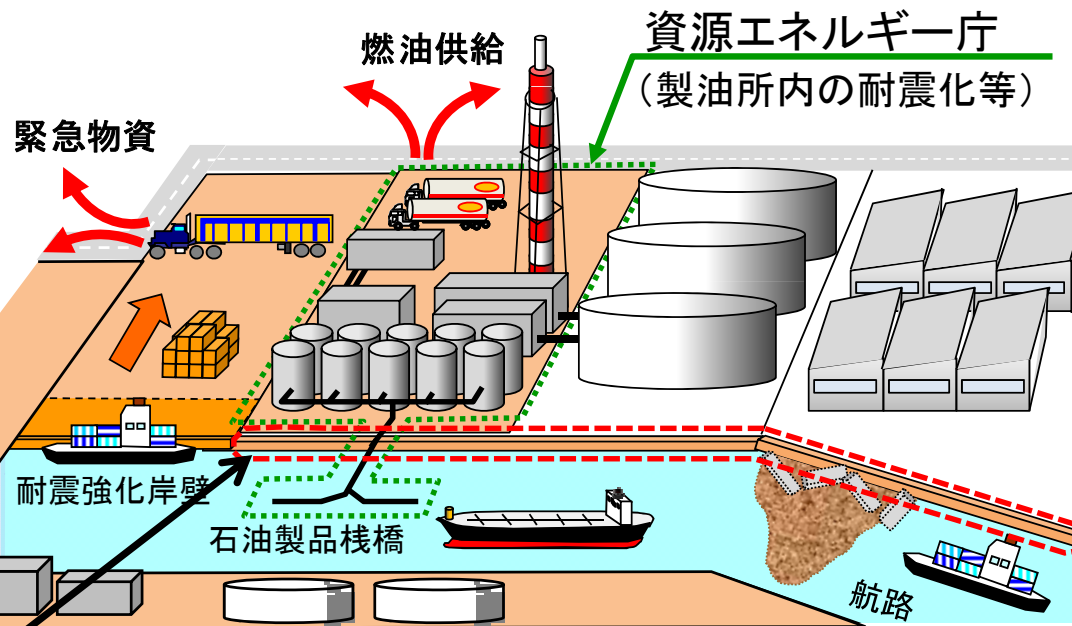
※免震機能を含む



# 民有護岸等に対する無利子貸付制度及び税制優遇措置

国土交通省と資源エネルギー庁は、大規模地震発生時におけるコンビナートの防災・減災を図るとともに、発災後も耐震強化岸壁や石油製品の入出荷設備に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、以下の通り、連携し、コンビナート港湾の強靱化に取り組む。

- 国土交通省は、民有護岸等の耐震改修の促進により、災害時の航路機能を維持。
- 資源エネルギー庁は、石油製品の災害時入出荷機能強化等により、製油所の災害対応能力を強化。



## コンビナート港湾における防災上の課題

- 危険物流出や火災等により市街地にも影響が及ぶ恐れ
- 製油所等の被害により燃油供給が麻痺する恐れ
- 民有護岸等の損壊により、緊急輸送物資や燃油等を輸送する船舶の入港が困難になる恐れ

### ■国土交通省

- ・民有護岸等の耐震改修促進
- ・港湾BCPに基づく発災後の迅速な航路啓開

### ■資源エネルギー庁

- ・製油所内の耐震化支援
- ・入出荷設備改良・増強
- ・石油供給BCPに基づく災害時の燃油供給の確保

## 災害発生時の効果

- 緊急物資輸送、燃油供給の確保
- コンビナート及び隣接市街地の安全確保

## 民有護岸等の改良に対する支援制度

【無利子貸付】(平成26年に港湾法改正済み)

- 貸付比率：国：港湾管理者：民間事業者 = 3：3：4
- 対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁

【法人税の税制措置】(平成26年に租税特別措置法改正済み)

- 税制措置：法人税の特例措置(特別償却(20%))
- 対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、棧橋

【固定資産税の税制措置】(平成27年に税制優遇を拡充)

- 税制措置：取得後5年間、固定資産税の課税標準 2/3
- 対象施設：無利子貸付制度の適用を受けた特別特定技術基準対象施設(護岸、岸壁及び物揚場)





# 阪神圏の自動車専用道路網

